

山梨県公報

第二千七号

平成二十一年

十二月二十四日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………六七七
- 道路の供用開始……………六七七
- 河川区域の指定の一部改正……………六七七
- 都市計画の変更……………六七八

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六七八
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定……………六七八
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………六七八
- 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(五件)……………六七九
- 公共測量の実施……………六八一

人事委員会

- 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六八一
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………六八二

教育委員会

- 山梨県指定有形文化財の指定……………六八五
- 山梨県指定天然記念物の指定……………六八五

告示

山梨県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三五八号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市古閑町字平川一五〇三番の一地先から 甲府市古閑町字平川官有無番地地先まで	二七・〇	二七・〇	七一・〇	一五〇・〇
	一五九・〇	一五〇・〇		

山梨県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	北都留郡丹波山村字大常木一四 四六番の五地先から	一三三・〇	平成二十一年十二月二十五日
		北都留郡丹波山村字大常木一四 四六番の五地先まで		

山梨県告示第三百九十九号

一級河川帯那川に係る河川区域の指定(昭和五十五年山梨県告示第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横内正明

第三号図に係る区域を次のように変更する。
 「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画及び上野原都市計画下水道（桂川流域下水道）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨コアラ

2 代表者の氏名 小俣賢治

3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市大野四千八百二十三番地

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
 三 縦覧期間 平成二十一年十二月十六日から平成二十二年二月十五日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害者支援施設として指定した。
 平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 山の都福祉会	スカイコート勝 沼	甲州市勝沼町山千 四百五番地一	施設入所支援	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。
 平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 八ヶ岳名水会	ピエント	韮崎市中島一丁目 七番二十七号	共同生活介護	知的障害者・ 精神障害者
有限会社アル ファケア	アルファケア南 甲府介護施設	甲府市南口町二番 七号	共同生活援助 居宅介護 重度訪問介護	知的障害者・ 精神障害者 身体障害者 身体障害者

社会福祉法人 聖ヨハネ会	下吉田聖ヨハネ ワークセンター	富士吉田市下吉田 八百十六番地	生活介護	知的障害者
特定非営利活 動法人地域生 活支援システ ム研究会パン ジー	ドロップ	中巨摩郡昭和町上 河東七百三十八番 地一 中屋ビレッジ E二号室	共同生活介護	知的障害者・ 精神障害者
株式会社N A I K I	介護センターバ ートナー	笛吹市石和町唐柏 五百三十八番地二	居宅介護	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
株式会社ジェ イテック	虹の郷山梨ヘル パーステーショ ン昭和	中巨摩郡昭和町西 条三千七百九十八 番地松本事務所一 階	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
			重度訪問介護	身体障害者・ 障害児

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、
 通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北杜市須玉町比志字大野山六四九八の八〇七	通知の相手方 清水政次、丸山正迪、藤原 丈治、藤原秀安、清水明房、 相原栄、相原そうじ、小林 秋雄、藤原正水、日向徳忠、 丸山信一、藤原壹、日向七 典、鷹左右政子、丸山薫明
--	--

- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置い
 て縦覧に供する。
 四 保安林の指定施業要件変更の予定告示
 平成二十一年十一月十二日山梨県告示第三百二十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、
 通知の内容を南アルプス市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所 南アルプス市湯沢字中丸二二三九	通知の相手方 雨宮泰策
---------------------------------------	----------------

南アルプス市湯沢字中丸二三四〇、二三四一	今津幸作
南アルプス市湯沢字中丸二三九一の一	今津文男、今津貞子
南アルプス市湯沢字中丸二三九一の二	依田五郎
南アルプス市秋山字土井坪九九九の三	廣誓院

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十九日山梨県告示第三百四十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市江草字大渡一六〇六五	三井佳彦

北杜市須玉町比志字上河原六二九〇、字大野山六四九八の九二一	藤原善村
-------------------------------	------

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大渡一六〇六五・字大野山六四九八の九二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十二日山梨県告示第三百二十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市御岳町字小川三〇三九、三〇四〇、三〇四一、三〇四二、三〇四四	内藤信重、塩入碌、相原辰雄

甲府市御岳町字赤彦三二六〇、字六郎沢三二〇五	内藤スミ江
甲府市御岳町字赤彦三二七八	長田房太郎
甲府市御岳町字猫坂三二六三	山中運枝
甲府市御岳町字六郎沢三二二一、三二二二、三二二三、三二二四から三二四七まで、三二四九	岡田親
甲府市御岳町字六郎沢三二二三	山西藤吉

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十九日山梨県告示第三百五十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

北杜市高根町清里字日影田一三〇八

清水嘉市郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日影田一三〇八（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十九日山梨県告示第三百五十一号

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十一年十一月十七日付けで山梨市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（山梨市都市計画基本図・数値地形図データ作成）
- 二 作業期間 平成二十一年十二月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 作業地域 山梨市全域

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三十四号

山梨県学校職員給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表備考第一項第一号(2)中「第一条」を「(昭和二十二年法律第二十六号)第一条」に改める。

別表第六特別支援学校の項中「二」を「一・五」に改め、同表
小学校
中学校の項中「(昭和

二十二年法律第二十六号)」を削り、「二」を「一・五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(三)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1 ~ 4	2,900円	3,100円	6,200円
5 ~ 8		3,000	3,300	6,400	10,100
9 ~ 12		3,100	3,500	6,700	10,400
13 ~ 16		3,200	3,600	7,100	10,600
17 ~ 20		3,400	3,800	7,400	10,800
21 ~ 24		3,600	4,100	7,600	11,000
25 ~ 28		3,800	4,200	7,900	11,200
29 ~ 32		3,900	4,400	8,100	11,300
33 ~ 36		4,100	4,600	8,300	11,500
37		4,300	4,800	8,600	11,700
38 ~ 40		4,300	4,800	8,600	
41 ~ 44		4,500	5,100	8,700	
45 ~ 48		4,600	5,400	9,000	
49 ~ 52		4,800	5,600	9,200	
53 ~ 56		4,900	6,000	9,400	
57 ~ 60		5,100	6,300	9,700	
61 ~ 64		5,300	6,500	9,900	
65 ~ 68		5,400	6,900	10,100	
69 ~ 72		5,600	7,200	10,200	
73 ~ 76		5,700	7,500	10,400	
77 ~ 80		5,900	7,700	10,600	
81 ~ 84		6,000	7,900	10,700	
85 ~ 88		6,100	8,100	10,800	
89 ~ 92		6,300	8,300	10,900	
93		6,400	8,500	11,100	
94 ~ 96		6,400	8,500		
97 ~ 100		6,500	8,700		
101 ~ 104		6,600	8,900		
105 ~ 108		6,700	9,100		
109 ~ 112	6,700	9,300			
113 ~ 116	6,800	9,400			
117 ~ 120	6,900	9,600			
121 ~ 124	6,900	9,700			
125	7,000	9,800			
126 ~ 128		9,800			
129 ~ 132		10,000			
133 ~ 136		10,100			
137 ~ 140		10,200			
141 ~ 144		10,200			
145 ~ 148		10,300			
149		10,400			
再任 用職員		4,600	5,600	7,400	9,400
任 期付 職員					3,600

別表第二 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用職員及び 期付職員 以外 の職員	1 ~ 4	2,900円	3,600円	7,400円	9,900円
	5 ~ 8	3,000	3,800	7,600	10,100
	9 ~ 12	3,100	4,100	7,900	10,400
	13 ~ 16	3,200	4,200	8,100	10,600
	17 ~ 20	3,400	4,400	8,300	10,800
	21 ~ 24	3,600	4,600	8,600	11,000
	25 ~ 28	3,800	4,800	8,700	11,200
	29 ~ 32	3,900	5,100	9,000	11,300
	33 ~ 36	4,100	5,400	9,200	11,500
	37	4,300	5,600	9,400	11,700
	38 ~ 40	4,300	5,600	9,400	
	41 ~ 44	4,500	6,000	9,700	
	45 ~ 48	4,600	6,300	9,900	
	49 ~ 52	4,800	6,500	10,100	
	53 ~ 56	4,900	6,900	10,200	
57 ~ 60	5,100	7,200	10,400		
61 ~ 64	5,300	7,500	10,600		
65 ~ 68	5,400	7,700	10,700		
69 ~ 72	5,600	7,900	10,800		
73 ~ 76	5,700	8,100	10,900		
77	5,900	8,300	11,100		
78 ~ 80	5,900	8,300			
81 ~ 84	6,000	8,500			
85 ~ 88	6,100	8,700			
89 ~ 92	6,300	8,900			
93 ~ 96	6,400	9,100			
97 ~ 100	6,500	9,300			
101 ~ 104	6,600	9,400			
105 ~ 108	6,700	9,600			
109 ~ 112	6,700	9,700			
113 ~ 116	6,800	9,800			
117 ~ 120	6,900	10,000			
121 ~ 124	6,900	10,100			
125 ~ 128	7,000	10,200			
129 ~ 132	7,100	10,200			
133 ~ 136	7,200	10,300			
137	7,200	10,400			
138 ~ 140	7,200				
141 ~ 144	7,300				
145 ~ 148	7,400				
149 ~ 152	7,500				
153	7,500				
再任用職員		4,600	5,600	7,400	9,400
期付職員					3,600

附則
この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会告示第六号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。
平成二十一年十二月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

有形文化財の部
建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
山梨県庁舎別館（旧本館） 舎別館（旧本館） 及び県議会議事堂	二棟	山梨県庁舎別館（旧本館） 鉄筋コンクリート造、建 築面積二、〇八七・四三平 方メートル、三階建、一部 地下室、正面玄関ポーチ付 き、陸屋根（アスファルト 塗） ただし、四階の後設建物を 除く 山梨県議会議事堂 鉄筋コンクリート造、建 築面積一、一七〇・四八平 方メートル、地下一階、地 上二階建、正面玄関ポーチ 付き、陸屋根（アスファル ト塗）、議場屋根鉄骨切妻 造、棧瓦葺 附 渡廊下 一棟 鉄筋コンクリート造、建	山梨県	山梨県甲府市 丸の内一丁目 六番一号	山梨県甲府 市丸の内一 丁目六番一 号

築面積七三・四平方メー
ル

山梨県教育委員会告示第七号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十一条の規定によ
り、次の文化財を山梨県指定天然記念物として指定する。
平成二十一年十二月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

史跡名勝天然記念物の部
天然記念物

名称	所有者	所有者の住所	所在地
関のサクラ	中山 茂則	北杜市白州町横手二六三八 番地	北杜市白州町横手二六九九 番地

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番